

平成 22年 3月 31日現在

研究種目： 若手研究 (B)
 研究期間： 2007 年度～平成 2009 年度
 課題番号： 19730098
 研究課題名 (和文) 第二帝政期ドイツ自由主義の政治構想とその現代的意義
 —ギールケからプロイスへ—
 研究課題名 (英文) A history of German Liberalism in the German Empire(1871-1918)
 : From Otto Gierke to Hugo Preuss
 研究代表者
 遠藤 泰弘 (ENDO, YASUHIRO)
 松山大学・法学部・准教授
 研究者番号： 30374177

研究成果の概要：

従来必ずしも本格的な研究対象とはされてこなかった、第二帝政期ドイツの穏健的自由主義思想を、積極的な政治秩序構想の1つとして評価できることを示した。具体的には、ドイツ団体思想の大家オットー・ギールケ (1841-1921) と、その弟子でありヴァイマル共和国憲法の起草者であったフーゴ・プロイス (1860-1925) の国家論を、同時代の支配学説との対比において理解し、「不徹底」と評価され続けてきたギールケ国家論は、まさに「不徹底」であるがゆえの絶妙のバランスを保っていたのであり、この点をむしろ政治構想としての強みとして積極的に評価しうることを明らかにした。

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,000,000	0	1,000,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	570,000	3,470,000

研究分野：若手研究 (B)

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：政治思想史、政治学、ドイツ公法史、ドイツ近代史、19世紀ドイツ、ドイツ自由主義、ギールケ、プロイス、

1. 研究開始当初の背景

これまでのドイツ政治思想史研究において、第二帝政期の穏健的自由主義思想は、主要な研究対象ではなかった。その原因としては、主として以下の四つの理由が考えられる。

すなわち第一に、ビスマルク期は官憲国家による中央集権化とドイツ自由主義の「挫折」ないし「自滅」の時代とされるのが通例であり、政治思想史上ほとんど積極的な意味を認められてこなかったこと、第二に、第二帝政自体が、主に外圧を背景として、「上からの

革命」により緊急避難的に生み出された「なりきれなかった国民国家」と捉えられ、内発的な秩序形成の努力にあまり注目が集まらなかったこと、第三に、ビスマルクによるドイツ統一を支持する当時の穏健な政治思想は、「プロイセン史観」のレッテル貼りによって総括されてほとんど批判の対象でしかなく、その内部における豊かなバリエーションの存在が無視される傾向が強かったこと、そして第四に、当時の国家学が国法学から派生したという事情から、当時の国家論の研究にはドイツ公法学との本格的な取り組みが必要となり、政治学からは敬遠されがちであったことである。こうして、三月革命期に花開いた数々の自由主義思想が、「革命の失敗」と「上からの統一」の前に撤退を余儀なくされ、その後第二帝政の崩壊を待って、ワイマール期に（不十分な形で）再び盛り上がるものの、最終的に第三帝国という破滅へ至るといふ大枠の中で、第二帝政期は魅力的な研究対象とはならなかったのである。

このような枠組みをめぐる、政治史の分野では、ヴィルヘルム期を中心に当時の実情に即した政治過程の解明がなされ、脱イデオロギー化が進展しているが、この点で政治思想史の分野はやや立ち遅れている。それに対して、当時の政治体制を支えた同時代人による秩序構想をそれ自体として理解するという取り組みにおいて、一歩先んじているのは、ドイツ公法史の分野である。ここでの研究対象は、ラーバントやイエリネックといった当時の支配説が中心であるが、彼らの秩序構想を、当時の時代状況の文脈の中において評価しようとする研究が進められている。

2. 研究の目的

本研究は、これらの研究成果(とりわけ公法

史の成果)を採り入れ、ギールケからプロイスに至る穏健な自由主義国家論の系譜を当時の同時代の文脈におき、それ自体として理解するという仕方でも描き出し、それぞれ異なった視点からではあるが、国家のメルクマールから「主権」を取り除くことを説くギールケとプロイスの国家論が、現代において持つ含意を究明しようとするものである。

具体的には、ギールケとプロイスの連邦国家論を、当時の支配説であったパウル・ラーバントやゲオルグ・イエリネックの連邦国家論と比較・分析し、対立点を明確にするとともに、通常「主権」の取り扱いをめぐる対立的に理解されている、ギールケとプロイスの国家論の共通性を明らかにする。その上で、国家のメルクマールから「主権」を排除したギールケとプロイスの国家論を新たな政治モデルの1つと捉え、そこに内在する強みと脆弱性を分析することを通じて、通常「連邦国家」とも「国家連合」とも異なる新たな政体と評価されるEUのような政体を分析するための視座を構築する。

3. 研究の方法

本研究では、ドイツ国家学がドイツ国法学から派生したという事情を考慮し、政治思想史研究の手法と法学研究の手法を併用することとした。ギールケ、プロイス、ラーバント、イエリネックそれぞれの国家論(連邦国家論)は、各自の近代社会契約説理解がその前提となっており、この部分の解明は、通常政治思想史研究の手法で対応可能であるが、彼らの社会契約説理解の帰結としての国家論は、上記の事情から法学のターム(法人概念、機関概念等)で展開されるため、この部分の解明については、法学的なアプローチが不可欠だからである。

(1) 平成 19 年度

本研究の着地点について、おおよその見当をつけるために、現在の EU の政体をめぐる議論の問題点を、最近のドイツにおける連邦主義の観点から整理した。

その上で、ギールケ、プロイスを中心とする交友関係や両者の同時代評価をさぐるため、フランクフルトのマックス・プランク・ヨーロッパ法史研究所を拠点として、雑誌論文や書簡史料の収集を進めた。

(2) 平成 20 年度

プロイスの主著『領域団体としての自治体・国家・帝国』および前年度に収集した史料の分析に集中した。ここでは、ギールケの主著『アルトジウス論』および『ドイツ団法論』、ラーバントの主著『ドイツ国法学』から析出したギールケ・ラーバントの国家モデルとプロイスの国家モデルを比較し、プロイスの主権概念批判の位相について考察した。

(3) 平成 21 年度

再度フランクフルトのマックス・プランク・ヨーロッパ法史研究所を訪れ、補完的な史料収集を行うと同時に、M.シュトライス教授と、ギールケ国家論とプロイス国家論の関係に関する意見交換を行い、研究の総括を準備した。

その上で、昨年度までの研究を総括し、プロイスの国家論をギールケ国家論と比較・分析する論文の執筆に専念した。本論文では、両者の国家論を同時代における内発的な秩序構想の試みとして比較し、国家のメルクマールから「主権」を放棄するというギールケとプロイスの自由主義的国家論の理論的有効性を中心に吟味した。

4. 研究成果

(1) ギールケ国家論の再評価

第二帝政創立期ドイツの政治構想について、ギールケの国家論を中心として、詳細な分析を行った。具体的には、同時代の支配学説を唱えた国法学者ラーバントとギールケとの間で繰り広げられた連邦国家論争を同時代の文脈において詳しく跡づけるとともに、ワイマール期からナチ期にかけて活躍した政治学者カール・シュミットの連邦論と比較することにより、従来の第二帝政期評価を根本的に修正することに成功した。すなわち、「不決断の所産」という「中途半端さ」を消極的に強調するシュミットの第二帝政理解に対して、積極的に「中途半端」に踏みとどまることを選択して複数の主権の担い手が存在するというドイツの現状に適合的な国家モデルを作り上げたギールケの議論を対置し、シュミットとは異なる仕方で第二帝政期の政治体制を理解することが可能であることを示した。

以上の研究成果は、スペイン・セヴィリアで開催された国際研究集会“European Forum of Young Legal Historians”、「法制史学会第 60 回総会」、「2007 年度日本政治学会（ポスター発表）」、「一橋大学 21 世紀 COE 研究会」等において報告するとともに、雑誌論文 3 編（独語論文 1 編を含む）や図書（単著）、図書（共著）の公刊という形で取り纏めた。

(2) プロイスの主権概念批判の位相

プロイスの主著『領域団体としての自治

体・国家・帝国』を分析し、プロイスの国家論をギールケ国家論と比較する研究を進めた。ここでプロイスの主権概念批判の内容を詳細に検討した結果、従来、不徹底なギールケ国家論を克服するものとして高く評価されてきたプロイスの主権概念批判は、むしろギールケ国家論がもつ絶妙なバランスを壊してしまうという点で、却ってギールケ国家論の利点を損なわせる機能を果たしたことを明らかにした。そして併せて、政治における責任主体の拡散というギールケ国家論が抱えていた問題点は、プロイス国家論においてもさらに先鋭化された形で突きつけられることとなったのであり、この観点からプロイス国家論の評価をもう一度再検討する必要があることを指摘した。

以上の研究成果は、「政治思想学会第15回研究会」等において報告するとともに、図書（共著）の公刊という形で取り纏めた。

(3) 新たな連邦国家モデル構築に向けての視座

上記研究成果を要約すると次の通りである。すなわち、①ギールケの連邦国家論は、帝国と領邦国家が主権を共有するという独自の帝国モデルを提示することにより、統一国家でも国家連合でもないというドイツ帝国の複雑な国制の解釈として、ラーバントら支配的な実証主義国法学の解釈よりも高い説明能力をもっていた点、②しかし、ギールケの連邦国家論は、領邦国家と自治体の原理的区別という理論的な課題に完全には応え切れておらず、プロイスはこの点の克服を目指していた点、③にもかかわらず、この克服を目指して行われたプロイスの主権概念批判は「主権概念の再導入により、政治における責任主体の拡散傾向に歯止めをかける」と

いうギールケ国家論の利点を却って毀損するという逆説的な機能を果たした点である。すなわち、「不徹底」と評価され続けてきたギールケ国家論は、まさに「不徹底」であるがゆえの絶妙なバランスを保っていたのであり、この点をむしろ政治構想としての強みとして積極的に評価する余地が見えてきたのである。

換言すれば、第二帝政期ドイツにおいては、現在のアメリカ合衆国やドイツ連邦共和国を典型例とする「統一国家としての連邦国家」とは異なる、「政府間組織でも統一国家でもない連邦国家」というもう一つの連邦国家モデルが有効な政治構想として存在していたのである。この新たな連邦国家モデルは、「連邦国家」を「統一国家としての連邦国家」の範型で捉え、連邦国家モデルをEUに適用できないことを強調する見解に対して、「連邦国家」の歴史的な多様性を念頭に置き、従来類型化が難しいとされてきたEUの政体について、より精密な類型化を試みる視座を提供するものとも考えることもできる。

ただし、このような類型化の基礎となる新たな連邦国家モデルを確立するためには、三月前期以来のドイツ自由主義の系譜の中にギールケ国家論の淵源を辿り、ギールケ国家論を成り立たせた条件を探る新たな作業が不可欠となる。この点の究明を今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

1. Yasuhiro ENDO, „Die Neubewertung der Staatslehre Otto von Gierkes im Vergleich mit der Staatslehre Paul Labands“, *Jahrbuch junge*

Rechtsgeschichte/Yearbook of Young Legal History, München 2009, S. 417-423, S. 537, 査読有

2. 遠藤泰弘、「『連邦国家』概念再考—カール・シュミットとオットー・フォン・ギールケの連邦（国家）論を手がかりとして—」、『政治思想研究』第7号、pp174-202、2007年、査読有

3. 遠藤泰弘、「ギールケ政治思想の再評価」、『創文』第502号、pp11-14、2007年、査読無

[学会発表] (計 6 件)

1. 遠藤泰弘 (討論者)、「制度の政治思想史—連邦制の政治思想」社会思想史学会、2009年11月1日、神戸大学
2. 遠藤泰弘、「ギールケの連邦国家論」法制史学会、2008年4月20日、名古屋大学
3. 遠藤泰弘、「初期フーゴ・プロイスの政治思想」政治思想学会、2008年5月25日、岡山大学
4. 遠藤泰弘、「オットー・フォン・ギールケの政治思想」一橋大学 21世紀 COE「ヨーロッパの革新的研究拠点：衝突と和解」研究会、2008年1月11日、一橋大学
5. 遠藤泰弘、「『連邦国家』としての帝国モデル：第二帝政創立期ドイツの政治構想」日本政治学会 (ポスター発表)、2007年10月6日、明治学院大学
6. Yasuhiro ENDO, „Die Neubewertung der Staatslehre Otto von Gierkes im Vergleich mit der Staatslehre Paul Labands“, European Forum of Young Legal Historians, 2007年9月8日、University of Seville, Seville (Spain)

[図書] (計 3 件)

1. 遠藤泰弘、「ギールケの連邦国家論」、『法と政治の現代的諸相 松山大学法学部二十周年記念論文集』、ぎょうせい、2010年、21頁 (419-439頁)

2. 遠藤泰弘、「オットー・ギールケとフーゴ・プロイス—主権概念をめぐる対立とその位相—」、『法の流通 (法制史学会60周年記念若手論文集)』、慈学社、2009年、24頁 (697-720頁)

3. 遠藤泰弘、『オットー・フォン・ギールケの政治思想』、国際書院、2007年、265頁

[産業財産権]
○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

遠藤 泰弘 (ENDO, YASUHIRO)
松山大学・法学部・准教授
研究者番号：30374177